# 医療法施行規則第30条の32第2号に基づく病床の移動について

# 【一般病床の整備】

### 1 計画の概要

東三河北部医療圏の救急医療の確保のため、圏域を超えた連携が必要とされている豊川市民病院は新城市民病院が削減する病床数の範囲で増床する。

### 2 整備計画

病床種別	区域	病床を整備しようとする施設	整備病床数		備	考	
一般病床	東三河南部医療圏	(増床する病院) 豊川市民病院 豊川市光明町1 19	6 9床	(病院病床の増加) 区分 現状 計画 差引			
				一般	<b>339</b>	69	408
				精神	106	0	106
				結核	8	0	8
				計	453	69	522
	東三河北部医療圏	(減床する病院) 新城市民病院 新城市字北畑 32 1	床	(病院病床の減少)			
				区分	現状	計画	差引
				一般	255	54	201
				療養	16	16	0
				計	271	70	201

### 3 計画により行おうとする診療機能

東三河北部医療圏の救急患者の受け入れ体制の確保を図るため、豊川市民病院は増床を行い、 豊川市民病院と新城市民病院が機能分担と相互連携を行うことで効率的で的確な救急医療体制を 構築する。

#### 4 豊川市民病院に一般病床を整備する必要性

- ・ 新城市民病院は平成 17 年度より急激な医師不足を生じ、救急患者の受入制限をせざるを得ない状況となり、このため、豊川市民病院への救急搬送が急増している。
- ・ 豊川市民病院は東三河北部医療圏からの患者の流入増により、救急患者及び紹介患者の受入に支障をきたしており、病院の建て替え整備に合わせて適正病床を整備することが、地域 医療の確保のために必要と考えられる。
- ・ 豊川市民病院と新城市民病院が機能分担と相互連携を行うことにより効率的で的確な救急 医療体制を構築するため、新城市民病院の病床数を 70 床削減することとし、豊川市民病院は、 北部医療圏からの入院患者の受入、救急車受入のための救急不足分等に対応する病床数を確 保するため、69 床増床する計画となっている。

# 病床整備に至る経緯

- (1)医療圏(東三河南部・北部圏域合同地域医療連携検討WG)における協議状況
  - ・ 平成 20 年 7 月 ~ 11 月の間に 3 回の会議を開催し、「医療機能分担をすすめるため、豊川市民病院と新城市民病院間で、診療科ごとに具体的な連携のあり方等を協議する協議会を設置し、県の指導・調整のもと、医療機能連携や病床数の適正化等について協議を重ねるものとする。」との意見が取りまとめられた。
- (2)公立病院等地域医療連携のための有識者会議における協議状況
  - ・ 平成 21 年 2 月 25 日に公表された報告書において「地理的な状況から、豊川市民病院と新城市民病院の医療機能連携をさらに強化することが必要であり、また、機能分担をすすめるため、新城市民病院は病床数の適正化を図るとともに、一般医療機能を担うことができるよう検討すべきである。」とされた。

# (3)病院間の協議状況

- ・ 豊川市民病院と新城市民病院との間で具体的な医療機能の分担、連携等について協議する ため、「豊川市、新城市の地域医療連携のための協議会」を平成21年5月18日に設置した。
- ・ 協議会は平成21年6月と平成22年8月に会議を開催し、圏域を超えた医療連携を強化する観点から豊川市民病院が新城市民病院の削減病床数(70床)の範囲内で増床することを両病院間で合意した。
- (4)愛知県地域医療再生計画における計画状況
  - ・ 救急医療の確保、地域の医師確保など地域における医療課題を解決し、地域医療の再生を 図るため国からの交付金を財源に平成22年1月8日「愛知県地域医療再生計画」を策定し、 東三河北部及び南部医療圏を中心とした「東三河地域」が対象地域の一つとされた。
  - ・ 地域医療再生計画の救急医療体制の目標として「豊川市民病院と新城市民病院の医療連携を強化し、新城市民病院が医師不足により対応が困難となっている北部医療圏の救急患者を豊川市民病院が受け入れるため、新城市民病院の病床の一部を豊川市民病院に移動する。 (病床過剰圏域における(医療圏を越えた)病床の移動) 新城市民病院 70 床減 豊川市民病院 69 床増」とされた。

#### 新城救急車実績

	20 年度	21 年度
救急車出動件数 (A+B)	1,905	2,030
北部医療圏収容件数(A)	826	873
新城市民病院	451	540
その他北部医療圏	375	333
北部医療圏外収容件数(B=C+D)	1,079	1,157
南部医療圏収容件数(C)	795	922
豊川市民病院	462	605
豊橋市民病院	125	102
その他	208	215
その他医療圏収容件数 (D)	284	235

### (根拠規定)

医療法施行規則第30条の32第2号における「厚生労働大臣が認める事情」 H18.6.9厚生労働省医政局指導課長通知

「複数の公的医療機関等を含め、医療機関の再編統合を行う場合にあっては、再編統合 後の複数の医療機関の病床の数の合計数が再編統合の対象となる複数の公的医療機 関等を含めた医療機関の病床の数の合計数に比べて減っていること。」